

お客さま各位

「保護預り約款」等の一部改訂について

当社は、「個人情報の保護に関する法律」の改正にともない、2022年4月1日から「保護預り約款」、「外国証券取引口座約款」および各種「振替決済口座管理約款」について、以下のとおり一部改訂いたしました。

また、「総合取引約款」についても所要の改訂を行いましたので、併せてご案内いたします。

1. 「保護預り約款」

(下線部分が変更箇所です)

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p><b>(個人情報等の取扱い)</b>  <u>第23条</u> 米国政府および日本政府からの要請により、当社は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)上の報告対象として以下の①、②または③に該当する場合および該当する可能性があるとして判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。            なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト(<a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf</a>)に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局(IIRS)においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。            ① 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織            ② 米国における税務義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織            ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入庁法1471条および1472条の適用上、適用外受益者として扱われるものを除きます。)</p> <p><b>(この約款の変更)</b>            第24条 (現行どおり)</p> <p><b>附 則</b>            この約款は、<u>2022年4月1日</u>より適用させていただきます。</p>	<p>(新 設)</p> <p><b>(この約款の変更)</b>            第23条 (省 略)</p> <p><b>附 則</b>            この約款は、<u>2020年4月1日</u>より適用させていただきます。</p>

※その他、「振替決済口座管理約款」第19条、「一般債振替決済口座管理約款」第23条、「短期社債等振替決済口座管理約款」第21条、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」第22条、「株式等振替決済口座管理約款」第44条第2項に2022年4月1日付けで『個人情報等の取扱い』規定を新設しました。

2. 「外国証券取引口座約款」

(下線部分が変更箇所です)

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p><b>(個人データ等の第三者提供に関する同意)</b>            第34条 (現行どおり)  <u>2</u> お客さまは、米国政府および日本政府からの要請により、当社がお客さまについて、外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合および該当する可能性があるとして判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客</p>	<p><b>(個人データ(追加)の第三者提供に関する同意)</b>            (省 略)            (新 設)</p>

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p>さまの情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（<a href="https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf">https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf</a>）に掲載しておりますのでご参照ください。</p> <p>また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</p> <p>(1) 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織</p> <p>(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国人またはその他の組織</p> <p>(3) FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入庁法1471条および1472条の運用上、適用外受益者として扱われるものを除く。）</p> <p>3 当社がお客さまの個人データを外国にある第三者に提供する場合には、個人情報保護法の規定により、同意取得の際に当該国名や当該国の個人情報の保護に関する制度等をあらかじめ公表することとされておりますが、将来にわたりお客さまにお取引いただく金融商品は未定であり、また、どの外国当局・保管機関等から、お客さまの個人データの提供要請を受けるかをあらかじめ把握することはできないため、事前に当該国名や当該国の個人情報の保護に関する制度等をお知らせすることはできません。</p> <p>外国証券または預託証券の取引をする際には、発行者または取引所の所在国等の法令等を遵守するため、またはお客さまの配当金、利子および収益分配金等の果実を円滑に受領いただくために、当該国等の求めもしくは所定の手続きに応じて、個人データの第三者提供を行わなければならない場面があります。このような場面において、法令等により定められた期限、手続きに応じた対応をできない場合には、最終的に、お客さまに不利益が生じるおそれがあります。よって、お客さまに円滑に外国証券または預託証券の取引を行っていただくため、本約款に規定された場面に限り、あらかじめ個人データの提供に関する同意を取得させていただきます。また、事後的に提供先の第三者を特定できた場合には、お客さまは当該外国の名称、当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。なお、提供先となる外国の候補は、当社ウェブサイト（<a href="https://www.mito.co.jp/policy/pdf/daisansya.pdf">https://www.mito.co.jp/policy/pdf/daisansya.pdf</a>）に掲載のとおりです。</p> <p><b>附 則</b> この約款は、<u>2022年4月1日</u>より適用させていただきます。</p>	<p>(新 設)</p> <p><b>附 則</b> この約款は、<u>2020年4月1日</u>より適用させていただきます。</p>

### 3. 「総合取引約款」

(下線部分が変更箇所です)

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p><b>(免責事項)</b></p> <p>第15条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>1～5 (現行どおり)</p> <p>6 電信もしくは郵便の誤謬、遅延、またはコンピューターシステム、回線もしくは機器等の障害等、当社の責に帰すことのできない事由が生じた場合</p> <p><b>附 則</b> この約款は、<u>2022年4月1日</u>より適用させていただきます。</p>	<p><b>(免責事項)</b></p> <p>第15条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>1～5 (省 略)</p> <p>6 電信または郵便の誤謬、遅延等、当社の責に帰すことのできない事由が生じた場合</p> <p><b>附 則</b> この約款は、<u>2019年4月1日</u>より適用させていただきます。</p>

以 上